

公益社団法人沖縄県看護協会 会長表彰規程

(目的)

第1条 公益社団法人沖縄県看護協会（以下「本会」という。）定款第3条に定める本会の目的達成に著しい功績があった者を表彰し、もって看護職員の意欲の高揚を図り、看護業務等の発展に資することを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、通常総会において行う。ただし、記念事業においてもできるものとする。
2 被表彰者は、25名程度とする。ただし、会長が必要と認めた場合はその限りではない。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、表彰の時点において通算20年以上本会の会員であり、次の各号の一つに該当する者に対して行う。
(1) 役員又は委員等として協会活動に貢献したものの者
(2) 看護業務に特に顕著な功績があったと認められる者

(推薦)

第4条 推薦は、原則として各職能委員長が行う
2 会員施設代表者は、第3条に該当する者と認められるときは、別紙様式の推薦調書により会長に推薦することができる。
3 個人会員等施設代表者の推薦によることができない場合は、本会推薦とする。

(決定)

第5条 被表彰者は、本会の理事会の議を経て決定する。

(改正)

第6条 本規程は、理事会の決議を経て変更することができる。

附 則

この規程は、公益社団法人沖縄県看護協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
この規程は、平成31年3月16日（理事会決議の日）から施行する。（表彰、表彰の対象、推薦）
この規程は、令和4年3月19日（理事会決議の日）から施行する。（第4条推薦）